

神戸町データヘルス計画  
(第3期)

令和6年度～令和11年度

令和6年3月  
神戸町国民健康保険

# 神戸町データヘルス計画

## 目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間	
第2章 地域の特性と課題	3
1. 人口の状況	
2. 介護の状況	
3. 医療の状況	
4. 疾病の発生状況	
5. 特定健康診査・特定保健指導	
6. 特定健康診査有所見者	
7. 生活習慣	
第3章 これまでの取り組み（既存の保健事業）	18
1. 保健事業の現状	
2. 第2期計画の実施結果	
第4章 計画の目的・目標	28
1. 目的・目標	
2. 重点的に取り組む健康課題の根拠	
3. 地域包括ケアに係る取組	
第5章 保健事業の実施内容	30
1. 各保健事業の実施内容・評価方法・目標値	
2. 評価方法（共通事項）	
3. 計画の見直し	
第6章 その他	35
1. 計画の公表・周知	
2. 個人情報の保護	
3. 計画策定にあたっての留意事項	

# 第 1 章

---

---

## 計画の基本的事項

---

---

# 第1章 計画の基本的事項

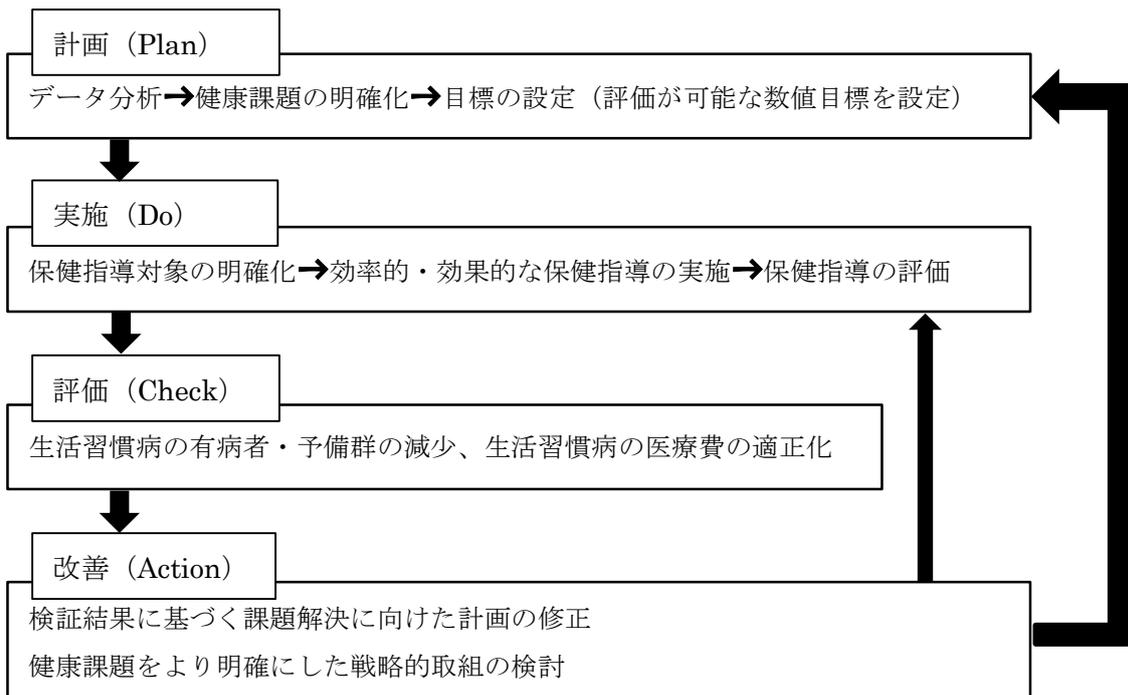
## 1. 計画策定の趣旨

特定健康診査・特定保健指導の実施は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、平成20年度から各医療保険者に義務付けられました。このため、本町では同年に「神戸町特定健康診査等実施計画」を策定し、被保険者の健康増進、医療費の適正化を目指し取り組みを行ってきました。策定以来、特定健康診査受診率は50%前後を推移しているものの、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加しており、生活習慣病関連の医療費も増加し続けています。

そのような中、平成26年3月「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部改正により、保険者は、保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施・評価・改善等が求められることになりました。その後、平成30年4月から県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、また、令和3年12月に経済財政諮問会議の「新経済・財政再生計画改革工程表2021」において、当該計画の標準化を進めるにあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なKPI（重要業績評価指標）の設定が求められることになりました。

そこで、神戸町国民健康保険の保険者である神戸町は、被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、特定健診等の結果、レセプトデータや国保データベースシステム（KDB）等を活用して被保険者の健康課題を抽出し、より効果的な保健事業を実施するために保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定します。

### ■保健事業のPDCAサイクル



## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「国民健康づくり運動（健康日本21（第3次）」）に示された基本方針を踏まえるとともに、「岐阜県健康増進計画（第4次ヘルスプランぎふ21）」や「神戸町特定健康診査等実施計画」、「神戸町健康増進計画（神戸町すこやかプラン21（第4次）」）、「岐阜県医療費適正化計画」、「安八郡介護保険事業計画」で用いた評価指標を用いるなど、それぞれの計画との整合性を図ります。

## 3. 計画の期間

計画の期間については、関係する計画との整合性を図るため、保健事業実施指針第5の5において、「特定健診等実施計画及び健康増進計画との整合性を踏まえ、複数年とすること」としています。また、「神戸町健康増進計画（神戸町すこやかプラン21）」は令和6～17年度まで、「神戸町特定健康診査等実施計画（第4期）」は令和6～11年度となっているため、本計画は令和6～11年度までの6年間とします。

### ■各計画の期間

令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
神戸町特定健康診査等実施計画(平成20年度～)					神戸町特定健康診査等実施計画(第4期)					
本計画(平成29年度～)					神戸町データヘルス計画(第3期)					

※次期計画は令和12年度より実施予定

## 4. 実施体制・関係者連携等

本計画は、国民健康保険担当課が主体となり保健衛生部局と連携し策定します。

また、岐阜県後期高齢者医療広域連合、安八郡広域連合、生活保護担当部局、町財政部局との連携や安八郡地域医療連絡協議会において外部有識者である学識経験者、医師会、歯科医師会、薬剤師会など被保険者の健康保持増進に関わる保健医療関係者と協力し、十分連携を図ります。